

朝鮮總督府海員審判所職員ノ任用
ニ關スル件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

昭和十一年九月五日

内閣總理大臣廣田弘毅



勅令第

號

朝鮮總督府高等海員審判所ノ所長ハ朝鮮總督府遞信局長ヲシテ之ヲ兼ネシム

朝鮮總督府高等海員審判所ノ審判官及理事官並ニ朝鮮總督府地方海員審判所ノ所長、審判官及理事官ハ海事ニ關スル朝鮮總督府遞信官署ノ高等官ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議

ニ付セラレムコトヲ請フ

昭和十一年九月十一日

内閣總理大臣廣田弘毅

